

物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約に係る競争入札参加停止等の措置要領

(目的)

第1条 この要領は、本会が発注する物品の製造、物品の購入及び役務の提供等に係る契約の適正かつ円滑な執行を確保するため、本会の物品等の調達に係る競争参加者資格審査要領（昭和61年制定）の規定により競争参加資格があると認定された者（以下「有資格者」という。）に対する競争入札参加停止等の措置に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(一般競争入札参加停止)

第2条 理事長は、有資格者が別表に定める措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて、それぞれ別表各号に定める期間の範囲内で期間を定め、一般競争入札参加停止の措置（以下「停止措置」という。）を行うものとする。

2 理事長が停止措置を行ったときは、契約等担当職（日本中央競馬会会計規程（平成19年理事長達第52号）（以下「会計規程」という。）第6条に規定する契約等担当職をいう。以下同じ。）は、一般競争入札を行うに際し、入札公告を行った日から契約を締結するまでの間に、停止措置に係る期間が含まれる有資格者を一般競争入札に参加させてはならない。停止措置に係る有資格者を現に参加させているときは、その参加を取り消すものとする。

3 本部、本部附属機関及び競馬場の契約等担当職は、当該事業所との取引のある有資格者が別表に定める措置要件のいずれかに該当することとなった場合には、理事長あて報告するものとする。

4 理事長は、前項の報告を受けた場合には、第1項の規定により停止措置の期間を決定し当該契約等担当職に通知するものとする。

(下請負人、共同企業体及び事業協同組合に対する停止措置)

第3条 理事長は、前条第1項の規定により停止措置を行う場合において、当該停止措置について責めを負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の停止措置の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、停止措置を行うものとする。

2 理事長は、前条第1項の規定により共同企業体に対し停止措置を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該停止措置について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の停止措置の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、停止措置を行うものとする。

- 3 前項の規定は、事業協同組合に対し停止措置を行うときに準用する。この場合において、同項中「共同企業体」とあるのは「事業協同組合」と、「構成員」とあるのは「関係組合員」と読み替えるものとする。

(停止措置の期間の特例)

第4条 有資格者が一の事案により別表各号に定める措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の最も長い期間のものを適用する。

- 2 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における停止措置の期間は、当該各号に定める期間の2倍の範囲内で定める期間とする。

(1) 別表各号の措置要件に係る停止措置の期間満了後1か年を経過するまでの間（停止措置の期間中を含む。）に、別表各号の措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 別表に定める措置要件1から5に係る停止措置の期間満了後3か年を経過するまでの間に、同表に定める措置要件1から5に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 理事長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があると認められるときは、別表各号及び前2項の規定に定める期間の2分の1を限度として停止措置の期間を短縮することができるものとする。

- 4 理事長は、有資格者に極めて悪質な事由があり、又は有資格者が極めて重大な結果を生じさせた場合であって、別表に定める期間を超える停止措置の期間を定める必要があると認めるときは、停止措置の期間を当該各号に定める期間の2倍まで延長することができるものとする。

- 5 理事長は、停止措置の期間中の有資格者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で停止措置の期間を変更することができるものとする。

- 6 理事長は、停止措置の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格者について停止措置を解除するものとする。

(停止措置の通知及び公表)

第5条 理事長は、第2条第1項により停止措置を行い、前条第5項により停止措置の期間を変更し、又は同条第6項により停止措置を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なくそれぞれ別紙様式第1号、別紙様式第2号又は別紙様式第3号により通知するものとする。

- 2 理事長は、第2条第1項により停止措置を行い、又は前条第5項により停止措置の期間を変更したときは、当該有資格者の商号又は名称、所在地、代表者の氏名並びに停止措置の期間及び理由を公表するものとする。

(指名競争入札の指名の制限)

第6条 契約等担当職は、次項に掲げる場合を除き、指名競争入札を行うに際し、指名の通知を行った日から契約を締結するまでの間に、停止措置に係る期間が含まれる有資格者を指名競争入札の参加者として指名してはならないものとする。停止措置に係る有資格者を現に参加者として指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

2 契約等担当職は、日本中央競馬会契約事務取扱要領(平成19年理事長達第55号)(以下「契約事務取扱要領」という。)第22条第1項第1号に規定する場合は、あらかじめ理事長の承認を受けて停止措置の期間中の有資格者を指名することができるものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 契約等担当職は、次項に掲げる場合を除き、随意契約に関する公示を行った日から契約を締結するまでの間に、停止措置に係る期間が含まれる有資格者を随意契約の相手方としてはならないものとする。ただし、随意契約に関する公示を行わない場合は、「随意契約に関する公示を行った日」とあるのは「随意契約の候補者を選定した日」と読み替えるものとする。

2 契約等担当職は、会計規程第31条ただし書により競馬事業の公正及び中立性の確保に支障があると認める場合並びに契約事務取扱要領第25条第1項第1号及び第2号に規定する場合は、あらかじめ理事長の承認を受けて停止措置の期間中の有資格者を随意契約の相手方とすることができるものとする。

(企画競争参加の制限、及び参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思表明書の提出の制限)

第8条 契約等担当職は、企画競争により随意契約の締結を行うに際し、企画競争の公示を行った日から契約を締結するまでの間に、停止措置に係る期間が含まれる有資格者を企画競争に参加させてはならない。停止措置に係る有資格者を現に参加させているときは、その参加を取り消すものとする。

2 契約等担当職は、参加者の有無を確認する公募手続きにより随意契約の締結又は指名競争入札を行うに際し、公募公示を行った日から契約を締結するまでの間に、停止措置に係る期間が含まれる有資格者の参加意思表明書の提出を受けないものとする。停止措置に係る有資格者が現に参加意思表明書を提出しているときは、その参加意思表明書の提出を取り消すものとする。

(下請負等の禁止)

第9条 停止措置の期間中の有資格者は、原則として本会の契約の全部若しくは一部を新たに下請し、又は受託することができないものとする。

(停止措置に至らない事由に関する措置)

第10条 理事長は、停止措置を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(監督官庁の指導)

第11条 理事長は、国等の機関に係る贈賄及び不正行為等に基づく指名停止等の措置については、監督官庁の措置に準じ、停止措置を行うことができるものとする。

(事務手続)

第12条 競争入札参加停止等の措置要件の発生から事案終了までの事務手続は別紙「競争参加停止等の手続きについて」のとおりとし、遅滞なく処理するものとする。

(その他)

第13条 法務部契約等担当職は、この要領に定めない事案が発生したときは、理事長の承認を受けて競争入札参加停止等所要の措置をとることができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この通達は、平成22年1月1日から施行し、同日以後において行う競争入札参加停止等の措置について適用する。

(物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約に係る指名停止等の措置要領の廃止)

2 物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約に係る指名停止等の措置要領(平成10年4月1日制定)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要領の施行の際、現に廃止前の物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止等の措置を受けている有資格者の取扱いについては、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この通達は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この通達は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この通達は、令和7年6月1日から施行する。

別表
競争入札参加停止措置基準

措置要件	期間
<p>(贈賄)</p> <p>1. 次の①、②又は③に掲げる者が本会の役員及び職員(総括監、参与及び嘱託を含む)に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたとき。</p> <p>① 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)</p> <p>② 有資格者の役員又はその支店もしくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で①に掲げる者以外の者。(以下「一般役員等」という。)</p> <p>③ 有資格者の使用人で②に掲げる者以外の者。(以下「使用人」という。)</p>	<p>法務担当理事が当該認定をした日から</p> <p>4ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>3ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>2ヶ月以上6ヶ月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2. 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。)に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。(3に掲げるときを除く。)</p> <p>3. 本会与締結した契約に関し、独占禁止法に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>法務担当理事が当該認定をした日から2ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>法務担当理事が当該認定をした日から3ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>(談合)</p> <p>4. 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(5に掲げるときを除く。)</p> <p>5. 本会与締結した契約に関し、有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>法務担当理事が当該認定をした日から2ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>法務担当理事が当該認定をした日から3ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>(労働者使用関連法違反)</p> <p>6. 労働基準法(昭和22年法律第49号)及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等その他の労働関係法令に違反したことにより、監督官庁から処分を受けた場合、又は同法令違反容疑で逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p>	<p>法務担当理事が当該認定をした日から1ヶ月以上3ヶ月以内</p>
<p>(暴力団への関与)</p> <p>7. 次の①から⑤に該当し、代表取締役等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p> <p>①暴力団員が役員として経営に関与(実質的に関与しているときを含む。)していることが明らかになったとき。</p> <p>②暴力団員を相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していることが明らかになったとき。</p> <p>③入札参加資格者又はその役員その他相当の責任の地位にある者(以下「役員等」という。)が、自社、自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用したことが明らかとなったとき。</p> <p>④入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金的援助等の経済的便宜を図ったとき。</p> <p>⑤入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。</p>	<p>法務担当理事が当該認定をした日から</p> <p>12ヶ月以上その事実がなくなったことが明らかとなったときまで</p> <p>6ヶ月以上その事実がなくなったことが明らかとなったときまで</p> <p>6ヶ月以上その事実がなくなったことが明らかとなったときまで</p> <p>3ヶ月以上その事実がなくなったことが明らかとなったときまで</p> <p>6ヶ月以上その事実がなくなったことが明らかとなったときまで</p>

措置要件	期間
<p>(契約違反)</p> <p>8. 本会与締結した契約に違反し、契約相手として不適当と認められるとき。</p>	<p>法務担当理事が当該認定をした日から1ヶ月以上12ヶ月以内</p>
<p>(入札に関する不正又は不誠実な行為)</p> <p>9. 前各号に掲げるときのほか、次の①から④に該当し、本会の入札に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>① 入札において、公正な取引の秩序を乱したと認められるとき。</p> <p>② 正当な理由なく、落札決定後契約を辞退したとき。</p> <p>③ 競争参加資格申請その他の入札前に提出した資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>④ その他入札に関し、不正又は不誠実な行為を行ったとき。</p>	<p>法務担当理事が当該認定をした日から</p> <p>3ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>3ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>(業務に関する不正又は不誠実な行為)</p> <p>10. 前各号に掲げるときのほか、次の①から③に該当し、本会与契約した業務に関し不正又は不誠実な行為をし、不適当であると認められるとき。</p> <p>① 業務に関し、本会職員などに対して威力的行為を行ったとき。</p> <p>② 業務の履行にあたり、粗雑な履行をしたと認められるとき。(瑕疵が軽微であると認められるときを除く)</p> <p>③ その他業務に関し、不正又は不誠実な行為を行ったとき。</p>	<p>法務担当理事が当該認定をした日から</p> <p>1ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上6ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>11. 前各号に掲げるときのほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑(旧刑法の規定により禁固以上の刑に処せられた者を含む)に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑(旧刑法の規定により禁固以上の刑に処せられた者を含む)もしくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手先として不適当であると認められるとき。</p>	<p>法務担当理事が当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内</p>